

**情報通信審議会 情報通信技術分科会**  
**電波利用環境委員会 CISPR H 作業班(第 17 回)**

**議事要旨**

1 開催日時：令和 6 年 8 月 27 日(火)13:00~14:45

2 開催場所：Web 会議開催(Cisco Webex)

3 出席者（敬称略）

【構成員】松本主任(NICT)、雨宮主任代理(VCCI)、井上構成員(JEMA)、長部構成員(VCCI)、島先構成員(VCCI)、田島構成員(NTT-AT)、永野構成員(ARIB)、橋本構成員(NHK)、東山構成員(ドコモ)、前川構成員(ダイキン工業)、三塚構成員(TELEC)

【関係者】久保田関係者(TELEC)

【事務局】総務省：今泉電波監視官、郷藤電磁障害係長、内田官(記)

**議事要旨**

(1) CISPR H 小委員会 WG 等 国際会議審議結果

WG1 の審議結果について、島先構成員より資料 17-1-1 に基づき説明が行われた。補足・質疑応答は以下のとおり。

田島構成員：審議番号 5.1.3 の EUT サイズについて、CISPR 16-2-3 の EUT ボリュームに加えて EUT サイズを定義するという事か。

島先構成員：CISPR 16-2-3 では、距離に対する EUT ボリュームを定義しているが、ここでは、EUT の大きさがどの程度になると表 7 から除外されて表 X に分類されるかという判断の基準を審議している。

田島構成員：表 7 と表 X とは何か。

島先構成員：市販されている WPT 機能を持つ機器やプラズマディスプレイが表 7(normative)に分類される。それ以外の機器で対角線長 2 m 以上の機器、30 MHz 以下の RF 電磁界を用いて離れた装置を動作させることを目的とした装置が表 X (informative) に分類される。

田島構成員：IEC 61000-6-3 中の表か。

島先構成員：そのとおり。WPT 機能を持つ製品群を二つに分類している。

田島構成員：サイトバリデーションの時の EUT ボリュームは CISPR 16-2-3 で定義し、実際の機器で計測するときの機器サイズを規定するのが今回の審議内容か。

島先構成員：そのとおり。

松本主任：補足をすると、30MHz 以下の磁界許容値を計測するとき、全ての EUT を計測するのかという問題が始めにあり、WPT のような明らかに 30MHz 以下のエネルギーを用いている機器を normative に分類するという議論と、その他の潜在的に大きな筐体内でループを巻くような配線がある場合、使用している電流が小さくても大

きな磁気モーメントが発生するという議論がある。筐体が大きく、ループ状の線路があり得る装置や、装置を構成する機器が小さくてもそれらがループ状に結線されている場合は informative に分類する。

田島構成員：承知した。放射源サイズの考え方と同様か。

松本主任：そのとおり。

田島構成員：磁界の 30MHz 以下の許容値について、X、Y、Z 成分ごとに規定する考え方が議論されていると聞いた。

島先構成員：そのことについて質疑はあったが、30MHz 以下の許容値は定められていて、X 軸、Y 軸、Z 軸それぞれの許容値を満足する、と整理されている。

田島構成員：それは決定したことか。

島先構成員：そのとおり。

田島構成員：それは WPT のみか。

島先構成員：表 7 と表 X に分類される WPT 製品は、対象に含まれる。

田島構成員：それ以外の製品は対象外か。

島先構成員：それ以外の製品群はここでは審議されていない。あくまで IEC 61000-6-3 の対象機器という前提がある。

田島構成員：承知した。

次に、WG8 の審議結果について、松本主任より資料 17-1-2 に基づき説明が行われた。補足・質疑応答は以下のとおり。

三塚構成員：CISPR TR16-4-4 について、SC-A AHG7 及び AHG8 では許容値の上限を 40GHz でなく 43.5GHz とすることを検討しているが、それが決定した場合は SC-H でも許容値の上限は 43.5GHz に拡張されるか。

松本構成員：おそらく、SC-H の許容値の上限も 43.5GHz になる。計算結果などに大きな影響は無いと思われる。

田島構成員：TC88 からの要望について、今後の方針を見ると SC-H での追加の作業は不要と言うことか。

松本構成員：CISPR 37 が進行していないため、現状 SC-H が出来ることはないと理解している。

田島構成員：TC88 では先行してプロダクトを作っていると聞いており、上位の CISPR 11 に付随する CISPR 37 にも参加してきているが、何を決めてほしいのかははっきりしておらず、CISPR 37 では彼らは自分たちを受け入れないものを否定する姿勢である。

松本構成員：CISPR 37 での議論は少し聞いているがそのような印象を受けた。

田島構成員：TC88 は何を CISPR 11 や CISPR 37 決めてほしいのかははっきりしていない。

松本構成員：この制度が出来たのはごく最近だが、許容値を決める責任は TC88 にあるので、SC-H では見解を示した。特にリエゾンレターなどは出さない。

田島構成員：承知した。

次に、JWG6の結果について、前川構成員より資料-17-1-3に基づき説明が行われた。補足・質疑応答は以下のとおり。

島先構成員：9kHz～150kHzの伝導性妨害波許容値について、これは共通エミッション規格で入ってきたが、製品群規格にも入ってくるのか。

前川構成員：一般エミッション規格で規格化されることになっているが、その後、各CISPR規格にこの規格値を導入する動きになっている。製品群規格であるCISPR14-1、14-2を所掌するSC-FのWG1でもここ1年ほど導入について議題に上がっているが、まだ審議されていない。

島先構成員：承知した。

前川構成員：個人的には無線通信保護が目的ではない規格をCISPRの規格に導入すると、同じ周波数帯において測定方法が同じでも異なる許容値が存在することになれば混乱を招くのではないかと考える。

(2) CISPR H小委員会 総会 対処方針(案)について

松本主任より、資料17-2に基づき説明が行われた。特に質疑応答は無かった。

(3) 電波利用環境委員会 報告書(案)について

松本主任より資料17-3-1に基づき説明が行われ、特に質疑応答はなく、承認された。

(4) CISPR H小委員会 参加者(案)について

参加者案について、松本主任より17-4に基づいて説明が行われ、承認された。質疑応答・補足は以下のとおり。

雨宮主任代理：昔、CISPR総会と同時に開催される作業班に誰でも参加出来る良いのかという議論があった。CISPR H小委員会出席者案が主任から提示されて承認された後に、MRSより登録いただくという順の手続であっているか、総務省に確認したい。

松本主任：各自で出席する会議を登録し、提出した後に一度保留状態になる。総会に関しては、事務局が決議に基づき承認するが、作業班はエキスパート登録されている方は誰でも出席出来るようになっている。

雨宮主任代理：関係者ではない方が登録しようとした例があるため、念のため確認した。

前川構成員：他の委員会の例であるが、作業班はコンビーナが出席者リストを確認し、関係者ではない人が参加した場合は接続を切断している。また、MRSで回議の案内が行われるため、正式なエキスパート以外は参加出来ないようになっている。会議開催案内が出たのち、早々とMRSで参加登録を行うと、定期的に登録者のメールが事務局へ送付されるため、委員会の承認が下りてから提出した方が良く、以前事務局から聞いた。電波利用環境委員会の承認後に登録するようにしたほうが良いか。

事務局：MRSで登録及び提出していただき、電波利用環境委員会で正式に承認いただいた後、事務局が承認の手続を行う。日本のエキスパートに関しては、事務局で

確認しており、エキスパートではない方が参加するということはない。前川様が仰った件に関しては、メールが頻繁に届くが、登録漏れを防ぐためにも、前もって登録していただきたい。

(5) その他

資料 17-3-1、資料 17-3-2 及び資料 17-4 を、9 月 17 日(火)に開催される電波利用環境委員会(第 60 回)で報告する。

次回の作業班については、事務局より別途連絡する。

以上